

一般社団法人 島根県社会福祉士会
理事会規則

2022年4月1日制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人島根県社会福祉士会（以下「本会」という）定款第45条に基づき、理事会の運営に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 理事会は、本会定款第37条に定める権限にかかる事項について職務を行うほか、次の職務を行う。

- (1) 本会が正会員となっている公益社団法人日本社会福祉士会にかかる役員候補者の選出など、本会の運営に重要な関わりのある事項について本会としての意思表示を行うこと
- (2) 他団体からの事業の共催の申請に対して承認を行うこと

(招集・決議)

第3条 理事会の開催にあたっては、理事を一堂に招集する場合のほか、自然災害等の事情によりWEB方式により行うことができるものとする。この場合の決議については、参加理事の電磁的記録による意思表示により行う。

(改廃)

第4条 この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、2022年4月1日から施行する。